

地域のにぎわい創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会や商店街の活性化を図ることを目的として、地域社会の健全な発展と市民生活の向上のためのまちづくり活動（以下「事業」という。）を実施する商工団体等に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ宮崎市商工団体等によるまちづくりの推進に関する条例（平成20年条例第31号）第2条の当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 市民が生活しているそれぞれの地域において、商工団体等が市民、市民団体等と連携し、経済活動、地域貢献活動その他の活動を通じて商店街等の活性化を図ること等により、その地域を快適で魅力あるものとしていくことをいう。
- (2) 商工団体等 商工会議所、商工会、商店街振興組合、商店会その他市内における商工業の振興を図ることを目的とする団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、選考委員会が補助金の交付を認めた、事業を実施する商工団体等（以下「補助事業者」という。）とする。ただし、同団体等が申請できる件数は最大で2件までとする。

- 2 補助事業は、原則として単一の事業を対象とする。単一事業とは、1日で終了するもののほか、2日以上連続して行われるものを指す。
- 3 同一内容の事業を毎月1回など、年度内において定期的または不定期に開催するものについては単一事業とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金交付の対象とならないものとする。
 - (1) 当該補助金と同一の事業内容を目的とする、他の補助金の交付を受けている者
 - (2) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年12月16日条例第47号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者

(3) その他市長が補助金を交付することが不相当と認める者

(補助対象経費)

第4条 補助事業者に対する補助金の交付対象となる経費は、事業を実施するために必要な経費のうち、別表に規定するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助事業者に対する補助金の額は、事業の内容に応じて、前条に規定する補助対象経費の2分の1を上限として、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、1件50万円を上限とし、千円未満の補助金の額は切捨てとする。

(選考委員会の設置)

第6条 市長は、事業採択の可否及び事業内容の優劣を決定するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の設置については、市長が別に定める。

(事業の実施手続き)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる書類（以下「申請書」という）を市長に提出しなければならない。

(1) 団体概要書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 宮崎市暴力団排除条例に基づく誓約書兼同意書（様式第4号）

(5) （継続事業の場合）前回の収支決算書

2 市長は、委員会の審査結果に基づき、第5条に規定する補助額を内示するものとする。

3 市長は、前項の内示額を交付内示書（様式第5号）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の交付申請に際し、必要な条件を付することができる。

4 前項の通知を受けた補助事業者は、補助金等交付申請書（規則様式第1号）に事業計画書及び収支予算書を添付して、市長に提出するものとする。

- 5 市長は、前項の申請があったときは、補助金の交付額を決定し、補助金等交付決定書（規則様式第2号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 6 前項の通知を受けた後において、当該事業計画を変更しようとする補助事業者は、変更の理由を付し、補助事業計画変更承認申請書（規則様式第3号）に事業計画書及び収支予算書を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微なものについては、この限りでない。
- 7 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるものについてこれを承認し、事業計画変更承認の通知をするものとする。
- 8 補助事業者は、事業が完了したときは、30日以内に補助事業実績報告書（規則様式第4号）に次に掲げる書類を添付して市長に届け出なければならない。
 - (1) 事業実施報告書（様式第6号）
 - (2) 収支決算書（様式第7号）
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- 9 市長は、前項の規定により実績報告を受けた場合は、実績報告書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助金等交付確定通知書（規則様式第5号）により、補助事業者へ通知するものとする。
- 10 前項の補助金等交付確定通知書により通知を受けた補助事業者は、すみやかに補助金請求書を市長に提出するものとする。
- 11 第6項ただし書の規定による軽微な変更とは、次のとおりとする。
 - (1) 補助金等交付決定書により定められた補助事業に要する経費の合計額（補助金等交付申請書中の補助事業計画書の補助事業に要する経費の合計額）の20パーセント以内の減少
 - (2) 事業の趣旨に影響を与えない変更

（補助申請に係る消費税の取扱い）

第8条 補助事業者は、第7条第4項の規定による補助金等交付申請書を提出するにあたっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

らない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

(事業実績の報告に係る消費税の取扱い)

第9条 補助事業者は、第7条第8項の規定による補助事業実績報告書を提出するにあたって、第8条ただし書きの規定により消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした場合は、当該補助金に係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

2 第8条ただし書きの規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした補助事業者が実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を事業実施報告書により速やかに報告し、市長の返還命令を受けて仕入れに係る消費税相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(非常災害時の場合の措置)

第10条 補助事業者は、非常災害等により被害を受けたために補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告するものとし、市長は必要に応じ、指示をするものとする。

(補助金の交付方法)

第11条 この補助金は、原則として、精算払いとする。ただし、市長が事業の円滑な実施を図るため必要と認める場合は、概算払いができるものとする。

(帳簿の整備等)

第12条 補助金の交付団体は、補助金に係る経費を他の経費と明確に区別して整理し、帳簿その他の証拠書類を整備し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

経費区分	経費の例
人件費	アルバイト等への賃金
報償費	来賓、司会者、出演者の謝金
委託料	警備、音響、企画料、装飾料、コンテンツ作成にかかる費用、会場設営工事、花火等
印刷製本費	チラシ・ポスター、のぼり、看板、横断幕等の作成・印刷料
光熱水費	燃料費、電気料、上下水道料等
消耗品費	事務費、材料費、ふるまいにかかる費用等
食糧費	アルバイトや来賓等に対する弁当代等
通信運搬費	郵便代等
手数料	銀行振込手数料等
損害保険料	イベントに係る傷害保険料、損害保険料等
広告料	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、SNS等への広告料
使用料および賃借料	機材リース料、土地借上料等